

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条 文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
											公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数 (者)		継続支出の 有無	
内閣府	「戦略的イノ ベーション創造 プログラム(ST P)・自動走行シ ステム」交通事 故死者低減効 果見積もり解析 手法に係る調 査検討	支出負担行為 担当官 政策統括官(科 学技術・イノ ベーション担 当) 山脇 良 雄 東京都千代田 区永田町1-6-1	平成30年7月9日	公益財団法人交 通事故総合分析 センター 東京都千代田区 神田猿樂町2-7- 8	2010005018547	契約の性質又は目的が競争を許さな いため、会計法第29条の3第4項に 該当するため	-	16,847,932	-	-	公財	国認定	1	当業務は、2020年の国家目標である交通事故死者2,500人以下/年に自動走行技術により貢献する観点から、交通事故死者低減に向けて、最新の交通事故データを用いて交通事故のパターン化や分析を行うことで、自動走行システムに関する要素技術の交通事故死者数低減効果の推計に資することを目的とする重要な業務である。契約内容を履行する際に使用する交通事故データは、道路交通法108条の13に定める交通事故調査分析センターに指定された者が保有する交通事故データを使用する必要があるが、サービスの提供者が複数存在しない可能性があるため、あらかじめ公募により契約内容が履行可能な者を募った。	有	
内閣府	平成30年度道 路情報に関する 業務	支出負担行為 担当官沖繩総 合事務局開発 建設部長 中島 靖 沖縄県那覇市 おもろまち2-1- 1	平成30年4月2日	公益財団法人日 本道路交通情報 センター 東京都千代田区 飯田橋1-5-1 0	2010005004175	予算決算及び会計令第102条の4第 3号 道路交通情報収集・提供のコンピュ ータシステム及び全国ネットワークを有 し、広く一般利用者に対し情報を提供 することのできる唯一の団体である。	12,688,000	12,688,000	100.0%	-	公財	国認定	1	道路交通情報に関する業務については、道路利用者等に道路交通情報を提供するために必要な業務であり、削除すると道路交通情報提供に大きな支障となる。(公財)日本道路交通情報センターは道路交通法第109条の2の規定に基づき、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする法人として、交通情報の提供に関して事務の委託を受けた唯一の団体であり、道路交通情報収集業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。	有	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。